

3. 自分が作成したソフトウェアの利用

Developer's Rights of Custom-made Software by Kunie TSUTSUI(Legal Affairs Department, The Japan Research Institute, Ltd.).

筒井邦恵¹

1 (株)日本総合研究所

1. はじめに

ソフトウェアにかぎらず、何らかのコンテンツを作成すれば、原則として作成者はそのコンテンツを自由に利用できます。他人への配布も自由です。しかし、常に自由に利用、配布できるわけではありません。作成したコンテンツの素材や情報に他人のもつさまざまな権利が含まれていることがあるからです。

今回は、ソフトウェアの開発を顧客からソフトウェア開発会社(以下、ソフト会社といいます)が受託した場合を例に考えてみます。

2. 著作権の効力

ソフトウェアを新たに開発すれば、開発者に著作権が発生します。ソフト会社の従業員が業務上作成したのであれば、会社と従業員の間に特別な取り決めがないかぎり著作権者は会社となります(著作権法第15条)。

著作権者は著作権法上の権利として、そのソフトウェアを複製・改変したり、複製・改変したソフトウェアを販売、使用許諾するなどの方法で他人に利用させることができます。また、学会や展示会などで公表することもできます。他人がこれらの行為を行う場合には、著作権法の例外規定[☆]に該当する場合を除いて、著作権者から許諾を受ける必要がありますが、著作権者は、誰からも許諾を受けず、自由にソフトウェアを利用できるのが原則です。

3. 受託開発ソフトウェアの利用

では、顧客から委託されてソフト会社がソフトウェアを開発した場合はどうでしょう。契約上、

☆ 著作権法第30条～第47条の2。詳細は次回説明の予定。

著作権を譲渡するとの取り決めがなければ、著作権はソフト会社に帰属します。開発したソフトウェアの著作権だけに着目すれば、ソフト会社は顧客に納入したソフトウェアをコピーし、あるいは改変して、第三者に販売できることとなります(図-1(a))。

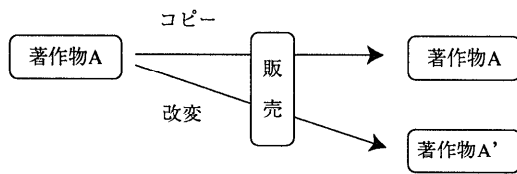
顧客は、自分のもつノウハウを提供し、業界特有の事情などを教えて、開発費も支払って作成させたソフトウェアをソフト会社がコピーして他人に販売して儲けている、自分は著作権がないから自由に他人に売れない、という不満をもつかもしれません。

提供したノウハウや情報がほかからでも入手できるようなものであり、あるいは特別に提供した情報などはなく、希望を伝えただけという程度であれば、これも仕方ありません。ソフト会社が独創性を発揮して作成したソフトウェアを、自ら自由に利用できるのは当然でしょう。

しかし、顧客が提供した情報などがその顧客特有のもので、経済的価値がある場合や著作物に該当する場合は、話が異なります。ソフト会社には、顧客から預かったものを、慎重に取り扱い、顧客に損害を与えないようにする義務があるからです。とくにその情報などが顧客の営業秘密^{☆2}であると、ソフト会社は提供された情報を秘密を守る義務を負います。つまり、それらの情報を含むソフトウェアをそのまま他人に提供することは許されません(図-1(b))。

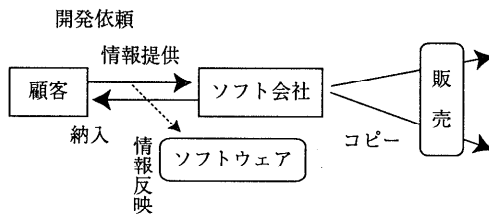
また、顧客が提供したものが著作物にあたる場合、典型的な場合として、顧客が著作権をもつソ

☆2 公然と知られていないこと(非公知性)、経済的価値があること(有用性)、秘密として管理していること(秘密管理性)の3つの要件を満たせば、営業秘密として不正競争防止法により、保護が与えられる。第1回ソフトウェアを巡る知的財産権を参照。



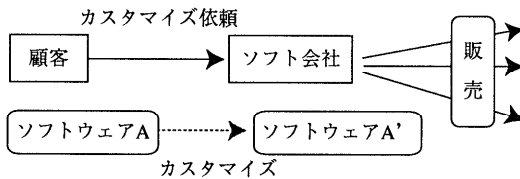
著作物Aの著作者は自由に販売できる

(a) 原則



顧客固有の情報が反映された
ソフトウェアの販売には顧客の承諾必要

(b) 受託ソフトウェア



ソフトA'の販売に顧客の承諾必要

(c) ソフトのカスタマイズ

図-1

ソフトウェアの改定を請け負う場合を考えてみましょう。

この場合、ソフト会社は、当然顧客からソフトウェアの複製、改変の許諾を得ていることとなります。改定後のソフトウェア(改訂版)は、著作権法では二次的著作物と呼ばれ、ソフト会社が改訂版の著作権をもちます。しかしソフト会社は、改訂版を勝手にほかへ販売できません。二次的著作物に対しては、元の著作物(改変前のソフト)の著作権者も二次的著作物の著作権者と同じ権利をもつからです(著作権法第28条)。このため、ソフト会社は顧客の許諾なしに、改訂版を他人へ販売するわけにはいきません(図-1(c))。

そのほか、顧客と共同でソフト開発を行い、それぞれの作業部分が切り分けられない場合、とく

に決められない限りソフトウェアは共同著作となり、顧客とソフト会社が著作権を共有します。共有著作権は共有者の合意によらなければ行使できません(著作権法第65条)。顧客、ソフト会社とも、相手の同意を得なければソフトウェアをコピーして他人に販売できないのです。

いずれの場合でも、顧客はソフト会社から許諾を得なければ、納入されたソフトウェアをコピーして他人に販売することはできません。なお、最初からソフトウェアを販売する予定であれば、業務委託契約を結ぶ時点で、「納入物を複製、改変して販売できる」と規定しておけば、とくに著作権を譲り受けなくても、顧客がソフトウェアを販売できます。

4. おわりに

3章でみたように、ソフトウェアを自ら作成しても、必ずしも自由に利用できるわけではありません。

今回取り上げたのは、ソフトウェアの受託開発という、素材や情報の提供者がそれを利用して新たな著作物を作成してもらうことを望む場合でしたが、一般に素材や情報の二次利用について考える場合、他人のもつ素材などを利用した著作物の作成を望む者がいるという方がむしろ多いでしょう。

前回も述べましたが、個人的に利用する場合はともかく、素材などを利用して新たな著作物を作成して、配布する場合、素材などの権利者に許諾を得る必要があります。デジタル化された素材などは、複製や改変が容易で、自分の著作物に取り込むことが簡単にでき、配布する方法も多様化しているため、需要も増えています。これらの素材などを二次利用する際に、1つ1つ許諾を得るのは大変な手間です。また、今回は顧客とソフト会社という当事者が2人の単純なモデルを使って論点を拾い上げましたが、現実には多数の権利者の権利が絡むことも多く、はるかに複雑な権利処理が必要になると思われます。

このため、素材や情報を二次利用する際の権利(主に著作権)処理のルール化が望まれることになります。次回は、他人の著作物を利用する場合の問題点を少し詳しくみることにします。

(平成9年7月3日受付)